

# しおかぜ

No.340 2020 9月号

- 藤沢税務署の人事異動7月10日発令……………2~3
- 各支部の令和2年度の事業予定(暫定)……………4
- 第112回 税金よもやま話  
『欠損金の繰戻し還付制度 ~支払った税金が戻って  
くる場合があります~』……………5
- 第37回「知って得する？」社労士の独り言  
『令和2年8月以降の改正情報のあらまし』……………6
- 医療百話「富士山噴火時の健康被害」……………7
- 地域の会員企業紹介……………8
- おじゃましました♪会員訪問  
Vol.033 多国籍酒場 SITAさん……………9

 公益社団法人 藤沢法人会

「海の家が無い夏のサザンビーチ」  
表紙写真:千葉幸太郎氏

# 署長に村上氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、山口雅伸署長は勇退され、新署長に東京国税局課税第一部から村上明雄氏が着任されました。法人課税部門では繪柳ふみ副署長が東京派遣国税庁監察官として転任し、名古屋国税局査察部から藤崎健一氏が法人課税担当副署長として着任されました。また、下田義和法人課税第1部門統括国税調査官並びに西村有史審理担当上席国税調査官は留任されました。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様には是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

## 着任の御挨拶

藤沢税務署長 むらかみ 村上 あきお 明雄



初秋の候、公益社団法人 藤沢法人会の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

東京国税局 課税第一部 資料調査第二課から転任してまいりました村上でございます。

川上会長をはじめ、藤沢法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

依然として先行きが不透明な状況が続いておりますが、法人会の皆様方の底力により、この危機を乗り越えていけるよう心よりお祈り申し上げます。

さて、貴会におかれましては、税に関する研修会や講習会の開催、「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育の推進、「税を考える週間」協賛講演会や「地域のお祭り」での税の広報活動などを通じまして、正しい税

知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされておられます。

さらに、公益社団法人として地域社会に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられ、法人会の皆様方の御活躍は、税務行政の円滑な運営と地域社会の繁栄に欠かすことのできない大きな役割を果たしており、皆様方の熱意ある活動に対しまして、敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の複雑化・国際化などにより大きく変化しておりますが、私どもは、「適正・公平な課税と徴収の実現」に向け、納税者の皆様方からの理解と信頼を得られるよう努めてまいります。

法人会の皆様方には、引き続き、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人 藤沢法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

### 【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	村 上 明 雄	東京国税局 課税第一部 資料調査第二課 課長
副 署 長 ( 法 人 )	藤 崎 健 一	名古屋国税局 査察部 査察第4部門 統括国税査察官
副 署 長 ( 総 務 )	野 城 卓	留 任
副 署 長 ( 個 人 )	西 田 昭 夫	東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 室長補佐
総 務 課 長	高 崎 健 治	豊島税務署 個人課税第1部門 統括国税調査官
税 務 広 報 広 聴 官	笥 晶 子	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	赤 澤 憲 一	杉並税務署 資産課税第2部門 統括国税調査官
特別国税調査官(法人)	溝 邊 康 人	東京国税局 調査第二部 調査第1部門 総括主査
特別国税調査官(法人)	根 岸 治	神田税務署 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)
法人課税第1部門統括官	下 田 義 和	留 任
法人課税第2部門統括官	立 崎 勝 朗	品川税務署 法人課税第7部門 統括国税調査官
法人課税第3部門統括官	相 良 健 一	留 任
法人課税第4部門統括官	野 口 博	目黒税務署 法人課税第6部門 統括国税調査官
法人課税第5部門統括官	菊 地 慎 一	麻布税務署 法人課税第7部門 統括国税調査官
法人課税第6部門統括官	柳 井 理 絵 子	芝税務署 法人課税第1部門 連絡調整官
連 絡 調 整 官	池 田 文 宏	雪谷税務署 総務課 課長補佐
法人課税第1部門上席調査官	西 村 有 史	留 任
法人課税第1部門調査官	中 澤 奨 也	留 任

### 【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	山 口 雅 伸	勇 退
副 署 長 ( 法 人 )	繪 柳 心 み	国税庁 長官官房 東京派遣国税庁監察官
副 署 長 ( 個 人 )	小 田 桐 忠 良	蒲田税務署 副署長(総務担当)
総 務 課 長	河 村 真 紀	川崎北税務署 副署長(総務担当)
税 務 広 報 広 聴 官	加 藤 光 久	東京国税局 査察部 査察総括第一課 査察情報分析専門官
特別国税調査官(法人)	大 澤 義 之	麴町税務署 特別国税調査官(個人調査(開発調査)担当)
特別国税調査官(法人)	茂 野 俊 郎	勇 退
法人課税第2部門統括官	佐 川 勝 巳	品川税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官
法人課税第4部門統括官	嶋 原 光 夫	横浜中税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官
法人課税第5部門統括官	白 谷 雄 一	横浜南税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第6部門統括官	平 澤 由 美	渋谷税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官
連 絡 調 整 官	福 原 昌 義	京橋税務署 法人課税第1部門 連絡調整官



藤崎副署長



下田1統括



西村上席



中澤調査官

# 税金よもやま話

第112回

東京地方税理士会 藤沢支部  
杉田 祐一

## 欠損金の繰戻し還付制度 ～支払った税金が戻ってくる場合があります～

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が解除されてから3カ月以上が経ちました。しかしながら、本コロナ禍は依然として終息の兆しを見せず、中には長期間に渡って業績に影響が出ている方々もいらっしゃると思います。

今回、業績が悪化したまま決算を迎えた場合の欠損金の繰戻し還付制度をご紹介します。この制度を適用することにより、前期に支払った税金の一部が戻ってくる可能性がありますので、この機会にご一読ください。

### 【制度の概要】

前期に黒字だった法人が、当期の業績悪化等で赤字（欠損）となった場合に、前期に納付した法人税（国税）の全部または一部の還付が受けられる制度です。

### 【適用対象法人】

- ①青色申告書を提出していること
- ②資本金の額が1億円以下の法人等であること。※1

### 【適用要件】

- ①還付所得事業年度（以下、前期）及び欠損事業年度（以下、当期）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ②当期の青色申告書である確定申告書を、その提出期限までに提出していること。
- ③上記②の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。

### 【計算式】

$$\text{還付金額} = \text{前期の法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額} \times 2}{\text{前期の所得金額}}$$

### 【計算例】

- ① 前期の法人税額 400万円
- ② 前期の所得金額 1,500万円
- ③ 当期の欠損金額 1,200万円

$$\text{① 400万円} \times \frac{\text{③ 1,200万円}}{\text{② 1,500万円}} = \text{還付金額 320万円}$$

### 【地方税の取り扱い】

法人事業税や法人住民税といった地方税には欠損金の繰戻し還付制度はありません。よって地方税の計算上は、当期の欠損金を翌期以降に繰り越す形となります。※3

### 【適用法人の拡大】

新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置により、

- 資本金1億円超10億円以下の法人※4
- かつ
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額
- ※5については、欠損金の繰戻し還付制度の適用が受けられることとなりました。

### 【新型コロナウイルス感染症に伴う災害損失欠損金の範囲について】

災害等による災害損失欠損金が生じた場合にも、繰戻し還付制度※6の適用が受けられます。なお対象となる災害損失には、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。新型コロナウイルス感染症に関連した災害損失の範囲については、国税庁のFAQで以下のように公表されています。

災害損失欠損金に該当する	災害損失欠損金に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損・施設や備品などを消毒するために支出した費用・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客足が減少したことによる売上減少額・休業期間中に支払う人件費・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料</li> </ul>

※1 新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置により、適用対象法人が拡大されました。⇒【適用法人の拡大】を参照ください。  
 ※2 前期の所得金額が限度となります。  
 ※3 住民税については、当該還付法人税額を限度として計算した金額を、その後10年間に於いて住民税の課税標準となる法人税額から控除します。  
 ※4 大規模法人の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除きます。  
 ※5 令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の還付請求の期限は、令和2年7月31日となります。  
 ※6 災害損失欠損金の繰戻し還付制度は、白色申告法人にも適用され、資本金による制限もありません。制度につきましては、国税庁のHP並びに財務省のリーフレット ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure3.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)) をご参照ください。

末筆ながら、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息と、皆様や周囲の方々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

### 役員への質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤住んでいる市町村の良いところを1つ挙げてください。
- ①藤沢北東支部、広報委員 ②ちびっこ保育園 ③島田博之 ④保育園運営 ⑤地元愛にあふれている

# 「知って得する？」社労士の独り言 第37回

## 令和2年8月以降の改正情報のあらし

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

### 1. 厚生年金保険の標準報酬月額の上限定改定（令和2年9月1日からの予定）

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）に変更はありません。また、今回の上限改定に際して、事業主が行う手続きはありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる事業主には、9月下旬以降に日本年金機構から「標準報酬改定通知書」が送付される予定になっています。

〈改正前〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上

〈改正後〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
(新) 第32級	650,000円	635,000円以上

### 2. 労働者災害補償保険法の改正（令和2年9月1日から適用）

令和2年9月1日以降に複数の会社等に雇用されている労働者の方が、ケガをしたり病気になったり又は、死亡された場合に下記改正事項の対象になります。

① **現行では**災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定していましたが、**改正後は**すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定することになりました。この対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

② **労災認定**において、**現行では**それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定の可否を判断していましたが、**改正後は**それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定の可否を判断することになりました。この対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害等です。

※特別加入者の方も今回の制度改正の対象となります。

\*リーフレット：複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000645682.pdf>

### 3. 雇用保険法の改正

#### ① 離職票の被保険者期間の算定方法が変更されました（令和2年8月1日から適用）

失業等給付を受給するには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要でした。しかし、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、雇用見込み期間が31日以上あって、雇用保険被保険者となる要件を満たしていても、賃金支払基礎日数が11日に満たないために、被保険者期間とならない期間が生じていることから、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しがされ、「賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月」を1か月として算定できるようになりました。

今回の改正で、令和2年8月1日以降に離職日し「離職証明書」を作成する際は、「⑨欄」と「⑩欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑬欄」に記載することになりました。

\*リーフレット：失業給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わります。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000666211.pdf>

#### ② 給付制限期間が2箇月に短縮されます（令和2年10月1日から適用）

令和2年10月1日以降に離職された方は、離職日を基準とした5年間を一つの単位とし、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、その5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。2回を超える場合は今まで通り給付制限期間は3箇月となります。ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間は、これまでどおり3箇月です。詳しくは下記リーフレットを参照ください。

\*リーフレット：給付制限期間が2箇月に短縮されます

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/tori\\_kyufukikan\\_tansyuku021001.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/tori_kyufukikan_tansyuku021001.pdf)

### 4. 令和2年度の最低賃金「神奈川県は1,012円！」（令和2年10月からの予定）

令和2年度の最低賃金は、例年示されていた中央最低賃金審議会からの目安が示されず、地方最低賃金審議会に審議が委ねられました。この結果、地方労働局長への答申は、おおむね1円～2円の引上げが多くなっています。その中で、東京都は現行据置の（1,013円）で、神奈川県は昨年度より1円引上げの1,012円で答申されました。

以上、令和2年8月以降の改正情報のあらしをお示ししましたが、予定となっている個所は、8月7日現在で詳細が決まっています。今後の経緯を見守りたいと思います。

# 医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



## 「富士山噴火時の健康被害」

### ●富士山噴火の可能性について

一般的に火山の寿命は約100万年と言われています。富士山は誕生してからまだ約10万年の若い火山で、最後の噴火は約300年前の1707年の宝永噴火でした。1万年以内に噴火した山は「活火山」と定義されており、富士山は活火山に分類されます。3200年間で100回以上噴火しており、火山学者たちは、富士山は今も地下深くではマグマ活動が続いている活火山であり、いつ噴火してもおかしくないと警告しています。

### ●想定される降灰による健康被害

1707年以来の溜まっているマグマが一気に噴出した場合は宝永噴火のような大噴火になる可能性があり、その場合、噴煙は上空20kmまで上昇し、偏西風に乗り、噴火後約2時間で首都圏に降灰し、以下のような被害・リスクが想定されます。

**【呼吸器】**火山灰には亜硫酸ガス、硫化水素、フッ化水素などの有害物質が付着しており、吸入した場合、鼻腔・気道の炎症、呼吸困難を引き起こします。特に気管支喘息患者さんは要注意です。

**【角膜】**粒子はガラス質で尖った形状、比重は雪の18～26倍です。目に入ると、火山灰の微小なガラス片が角膜を傷つけ炎症を引き起こします。

**【皮膚】**火山灰は酸性のため、皮膚の掻痒感、腫脹、擦過傷程度でも化膿、などの症状が出現する場合があります。

### ●ライフラインへの影響

①電気：水分を含んだ火山灰は電気を通すため、送電線に降灰した場合は高圧線がショートし停電を引き起こす危険性があります。火山灰の重みで送電線が切れる危険性もあります。タービン内への火山灰の入り込みで火力発電所が停止する危険性があります。

②浄水場：ろ過装置の目詰まりを起こし断水する危険性があります。

③下水道：火山灰が大量に側溝に流れ込んだ場合、詰まって機能不全を引き起こす危険性があります。

### ●必要な備蓄品

最大2週間程度の電気・水道等ライフラインの停止、道路の閉鎖、鉄道の運休が予想されるため、以下の備蓄をしておくことが望ましいとされています。

- 簡易トイレ(1人5回/日、3日分以上。できれば1週間以上)
- 保存食(3日分以上。できれば1週間以上)
- 飲料水(1人3ℓ/日、3日分以上。できれば1週間以上)
- 携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池
- ろうそく、マッチ、ライター、簡易コンロ、燃料、調理用発熱剤(モーリアンヒートパック®など)
- 衣服、毛布、寝袋
- 雨具
- 救急セット、常備薬
- 常用薬(2週間以上の予備)
- 防塵マスク、ゴーグル(全員分)、ヘルメット(全員分)
- ポリラップフィルム(火山灰などの粉塵から電気製品を保護)
- 掃除用品(ほうき、スコップ、火山灰を入れるための土嚢袋等)。

## 2020年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

### □口座振替契約の皆さまへ

2020年度下期(2020年10月1日～2021年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:2020年11月16日

### □口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

### 役員への 質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤なにか一言お願いします。  
 ①茅ヶ崎北東支部、第4副地区長 ②有限会社山田電気商会 ③山田正夫 ④電気製品の販売、電気配線工事  
 ⑤皆が健康であります様に

# 地域の会員企業紹介

## 稲岡ホーム建設 株式会社

**業種** 建築リフォーム工事業  
**事業内容** 新築・住宅リフォーム・店舗建築・外構・エクステリア・木造耐震診断及び補強工事  
**代表者** 稲岡 武義  
**住所** 茅ヶ崎市高田 4-4-5  
**電話** 0467 (54) 2222  
**FAX** 0467 (54) 2225  
**URL** <https://www.inaoka-home.com/>  
**メール** info@inaoka-h.com



## 株式会社 金澤紙業

**業種** 古紙・卸売  
**事業内容** ○古紙の回収  
 ○選別圧縮  
 ○製紙会社への卸売  
**代表者** 金澤 基彦  
**住所** 藤沢市白旗 4-2810  
**電話** 0466 (81) 0865  
**FAX** 0466 (81) 0837  
**URL** <https://www.kanazawa-s.co.jp/>



## 有限会社 工匠

**業種** サービス業  
**事業内容** 建物内外清掃、貯水槽清掃、害虫駆除、建物排水管清掃、警備業務、ホテルペットメイキング、建物保守管理  
**代表者** 小河 静雄  
**住所** 藤沢市村岡東 4-21-5  
**電話** 0466 (50) 2261  
**FAX** 0466 (50) 2252  
**URL** <http://fujisawa-kosho.com/>  
**メール** kosho@shonanfujisawa.com



## 会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

### ●会報広告掲載は、

カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**  
 カラー全面 (中 頁) → **20,000円**  
 カラー半面 (中 頁) → **10,000円**  
 カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**  
 カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

**地域の会員企業紹介ページは無料です。**

### ●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。  
 ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

**電話 0466 (22) 6444**



# おじゃましました

会員訪問

vol.033 茅ヶ崎・多国籍酒場「Sita(シータ)」さん

## インドやフィリピン料理が味わえるアットホームな酒場

茅ヶ崎駅南口のすぐ近くにある多国籍酒場「SITA(シータ)」。カレーやナンなどのインド料理をメインに、オリジナルメニューを提供するお店です。

「4年前、地元茅ヶ崎に念願の店舗を構えることができました」。そう話すのはオーナーの湯舟達也さん(34歳)。学生時代から起業計画を立て、19歳のときに、世界で通用する調理師免許を取得しました。調理師学校を卒業後、ニュージーランドの和食レストランに就職。帰国後、横浜のニューグランドホテルにてフレンチを学び、渋谷でカフェの店長を経て、25歳で起業。「じつはキッチンカーの移動販売からスタートしたんです」。茅ヶ崎のカレー屋さんでタンドール窯の技術を学んだと言います。

店内に設置された炭火のタンドール窯はインドから取り寄せたもの。ヨーグルトベースのソースに漬け込んだ肉を釜で焼き上げたタンドリーチキンが絶品。ナンに具を載せたナンピザも好評です。

コロナの影響で2ヶ月間閉店しましたが、自粛明けの6月に再開したところ、前年比と変わらない売上げだったそう。「地元の皆さんに可愛がっていただいて本当に感謝です。僕はフィリピン人の母と日本人の父を持つハーフですが、将来はフィリピンにお店をもつのが夢です。母の生まれ故郷で、家族や仲間たちと一緒に仕事をしていきたいですね」



▲オリジナルの「ナンピザ」。400度近い炭火のタンドール窯で焼いたナンを生地にしたピザが絶品!

▶上)バターチキン、キーマカレー、グリーンカレーの3種。  
 下)「フィリピン風コンビーフ炒め」「焼きビーフン」などフィリピン料理も充実!



メニューを一新しました。  
 お一人様でもお気軽にお越しください!



▲ドリンクは50種類以上。クラフトビールが随時4種から選べる。「タンドリーチキンとの相性もぴったりです!」



茅ヶ崎駅南口から徒歩2分。外に面したカウンター席が開放的。



### 多国籍酒場Sita(シータ)

住所 / 神奈川県茅ヶ崎市共恵1-2-18  
 ともえ桜ビル2階

電話 / FAX : 0467-38-8086

<https://sita2012.com/>

営業時間 / 17:00~24:00 (L.O23:30)

※営業時間に関しては要問合わせ

定休日 / 木曜日

湘南経理代行株式会社

# 経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

## 経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の  
メリット

↑  
生産性向上  
クラウド化  
システム活用  
マニュアル化

↓  
コスト削減  
人件費削減  
採用費削減  
教育費削減

🌀  
本業へ集中  
営業へ集中  
実務へ集中  
事務作業の削減

👤  
属人化防止  
業務の見える化  
マニュアル化  
退職リスク回避

⚙️  
不正防止  
不正防止  
悪用防止  
情報漏洩防止

充実の  
サービス  
内容

📝 記帳

📊 給与計算

🏦 銀行振込

📄 請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL : 0466-21-8601 FAX : 0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

